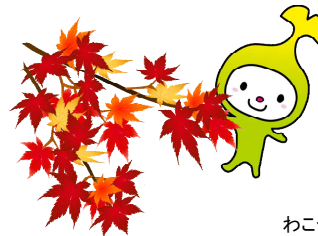




秋冷の候、皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より、和光市駅北口土地区画整理事業にご理解、ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、今号では和光市駅北口土地区画整理事業と一体的に整備を行う市街地再開発事業の都市計画決定手続きについてお知らせいたします。

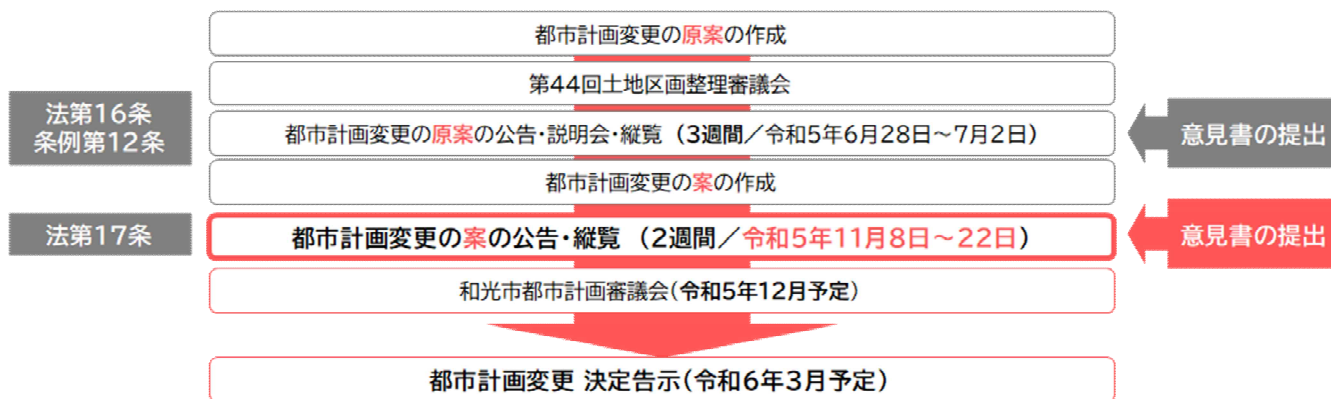


わこうっち  
©和光市

## 和光市駅北口地区市街地再開発事業 都市計画図書縦覧のお知らせ

区画整理だより第94号（令和5年6月1日発行）で、和光市駅北口地区市街地再開発事業の都市計画手続きについてお知らせしました。

今年度末の都市計画決定に向け、**11月8日(水)**から**2週間**、市のホームページ・市庁舎都市整備課窓口・駅北口まちづくり事務所窓口で都市計画法に基づき**都市計画案の縦覧**を行います。



## 組織改編・人事異動の報告

令和5年10月1日付で、駅北口土地区画整理事業事務所と駅北口地区高度利用化推進室は**駅北口まちづくり事務所**として一つの組織になりました。また、同日付で下記のとおり人事異動がありましたのでご報告いたします。

職員一丸となって事業の早期完了に向けて取り組んでまいりますので、今後ともどうぞよろしく願いいたします。

職名	令和5年9月30日まで	令和5年10月1日から
駅北口土地区画整理事業事務所 所長補佐	中島 康洋	—
駅北口まちづくり事務所 所長補佐	—	柳下 三佐男

※組織改編に伴う事務所所在地・電話番号の変更はございません。

◎ **市街地再開発事業に関するお問合せ・ご相談は下記までお尋ねください。**  
 〒351-0111 和光市下新倉1丁目5番55号  
 「駅北口まちづくり事務所 高度利用化推進担当（旧駅北口高度利用化推進室）  
 TEL：048-450-1606 FAX：048-450-1603